



鳥取県公報

平成 20 年 5 月 16 日 (金)
第 7 9 9 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	口頭による開示請求を行うことができる個人情報の一部改正 (366) (県民室) 2
	土地改良区の定款の変更の認可 (2 件) (367・368) (耕地課) 3
	保安林の指定の解除 (2 件) (369・370) (森林保全課) 3
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (371) (東部総合事務所県民局) 4
	指定居宅サービス事業者の廃止 (372) (東部総合事務所福祉保健局) 5
	指定介護予防サービス事業者の廃止 (373) (〃) 5
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (374) (西部総合事務所県民局) 5
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (11) (教育総務課) 6
◇ 議会告示	鳥取県議会情報公開条例の運用状況 (2) (総務課) 6
◇ 正 誤	平成 20 年 4 月 25 日付鳥取県公報第 7985 号中訂正 7

告 示

鳥取県告示第 366 号

平成 11 年鳥取県告示第 642 号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報について）の一部を次のように改正する。

平成 20 年 5 月 16 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
口頭による 開示請求を 行うことが できる個人 情報取扱事 務の名称	開示する個 人情報の内 容	開示請求を 行うことが できる期間	開示請求を 行うことが できる場所	口頭による 開示請求を 行うことが できる個人 情報取扱事 務の名称	開示する個 人情報の内 容	開示請求を 行うことが できる期間	開示請求を 行うことが できる場所
略				略			
鳥取県非常 勤職員（事 務）等採用 試験	試験の合 否、総合得 点、順位及 び試験種目 ごとの得点 （不合格者 の場合は、 試験種目ご との判定を 含む。）	合格発表日 から 1 月間	〃	鳥取県非常 勤職員（事 務）等採用 試験	試験の合 否、総合得 点、順位及 び試験種目 ごとの得点 （不合格者 の場合は、 試験種目ご との判定を 含む。）	合格発表日 から 1 月間	〃
鳥取県美術 展覧会部門 審査	部門審査に 係る各審査 員が付けた 個別得点 （ただし、 審査員の氏 名は、開示 しない。）及 び総合得点	鳥取県美術 展覧会の審 査結果の通 知日から 1 月間	鳥取県立博 物館 中部総合事 務所 西部総合事 務所	鳥取県美術 展覧会部門 審査	部門審査に 係る各審査 員が付けた 個別得点 （ただし、 審査員の氏 名は、開示 しない。）及 び総合得点	鳥取県美術 展覧会の審 査結果の通 知日から 1 月間	鳥取県立博 物館 中部総合事 務所 西部総合事 務所
鳥取県立保 育専門学院 入学試験	科目別得 点、総合得 点及び順位	合格発表日 から 1 月間	鳥取県立保 育専門学院	鳥取県立保 育専門学院 入学試験	科目別得 点、総合得 点及び順位	〃	鳥取県立保 育専門学院

略				略			
毒物劇物取扱者試験	〃	〃	〃	毒物劇物取扱者試験	〃	〃	〃
一般用医薬品に係る登録販売者試験	〃	〃	福祉保健部 医療指導課 各総合事務所（八頭総合事務所及び日野総合事務所を除く。）				
略				略			
略				略			

鳥取県告示第 367 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定に基づき、天神野土地改良区の定款の変更を平成 20 年 5 月 9 日認可したので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成 20 年 5 月 16 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第 368 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定に基づき、北条砂丘土地改良区の定款の変更を平成 20 年 5 月 9 日認可したので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成 20 年 5 月 16 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第 369 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 26 条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成 20 年 5 月 16 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
鳥取市青谷町井手字道端572の1・572の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
風害の防備
- 3 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 370 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 26 条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成 20 年 5 月 16 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
鳥取市青谷町井手字道端591の4・591の6（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅
(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 371 号

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成 20 年 6 月 22 日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 20 年 5 月 16 日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

- 1 申請のあった年月日
平成 20 年 4 月 22 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 ネパールに学校を建てる会
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
田中 克則
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市吉方温泉二丁目 313-6
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、日本の小学生などに対して、ネパールに学校を建設するための事業を啓発するとともに、その事業を行う小学生などの活動を支援することにより、児童の健全育成と国際貢献を通して公益に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更事項
役員定数

鳥取県告示第 372 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 5 月 16 日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行っていた事業所の名称	居宅サービス事業を行っていた事業所の所在地	居宅サービスの種類	廃止年月日
鳥取医療生活協同組合 組合長理事 山上 英明	鳥取市末広温泉町 566	すえひろ生協診療所	鳥取市末広温泉町 211	訪問看護及び訪問リハビリテーション	平成 20 年 3 月 31 日
〃	〃	〃	鳥取市弥生町 347	〃	〃

鳥取県告示第 373 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 115 条の 9 の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 5 月 16 日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護予防サービス事業を行っていた事業所の名称	介護予防サービス事業を行っていた事業所の所在地	介護予防サービスの種類	廃止年月日
鳥取医療生活協同組合 組合長理事 山上 英明	鳥取市末広温泉町 566	すえひろ生協診療所	鳥取市末広温泉町 211	介護予防訪問看護及び介護予防訪問リハビリテーション	平成 20 年 3 月 31 日
〃	〃	〃	鳥取市弥生町 347	〃	〃

鳥取県告示第 374 号

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第 10 条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる書類は、平成 20 年 6 月 30 日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 20 年 5 月 16 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

- 1 申請のあった年月日
平成 20 年 4 月 30 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人美保湾ヨットクラブ
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
竹本 利治
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
米子市八幡495
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、広く県民に対してセーリングスポーツの情報伝達に関する事業を行い、鳥取県セーリング連盟、鳥取県外洋ヨット協会等各種海に関する団体又は個人と協力し健全な青少年の育成と、セーリングスポーツを通じた活動により社会的貢献に寄与することを目的とする。

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第 11 号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成 20 年 5 月 16 日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

- 1 日時 平成 20 年 5 月 20 日（火）午前 10 時～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目 271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 平成 21 年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針について
 - (2) その他

議 会 告 示

鳥取県議会告示第 2 号

鳥取県議会情報公開条例（平成 12 年鳥取県条例第 59 号）第 18 条の規定により、平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間の同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成 20 年 5 月 16 日

鳥取県議会議長 鉄 永 幸 紀

1 公文書開示請求の件数及び処理状況

件 数	処 理 状 況					
	全部開示	一部開示	非開示	開示請求拒否	不存在	取下げ
4 件		4 件				

2 異議申立ての件数及び処理状況

該当なし

正 誤

平成 20 年 4 月 25 日付鳥取県公報第 7985 号中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 14

行 下から 1 及び 2

誤 鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止措置要綱（平成 20 年 4 月 1 日付第 200700191955 号鳥取県県土整備部長通知）

正 鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱（平成 20 年 5 月 1 日付第 200700191955 号鳥取県県土整備部長通知）